

遠野市賃貸住宅手当等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、勤労者の定住を促進することにより、市内事業所の人材確保の安定を図るため、市内事業所が勤労者に支給する住宅手当に要する費用又は市内事業所に就業する勤労者が自ら支払う賃貸住宅家賃の支払いに要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関し、遠野市補助金交付規則（平成17年遠野市規則第65号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 市内事業所 次のいずれかに該当し、遠野市内に所在地を有する者をいう。
  - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
  - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する事業協同組合、協同組合連合会、企業組合及び協業組合
  - ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条に規定する一般社団法人等
  - エ 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、次のいずれかに属する事業を主たる事業として営む会社
    - (ア) 大分類E－製造業
    - (イ) 大分類I－卸売業、小売業
- (2) 就業 次に掲げる要件を満たす者が、職業に従事することをいう。
  - ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条に基づき明示された労働条件のうち、労働契約の期間の定めのない（期間の定めのある労働契約であって当該労働契約の期間の満了後に当該労働契約を更新する場合があるものを含む。）常用雇用者で市外事業所への転勤が見込まれない者
  - イ 健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の被保険者
- (3) 配置転換 前条の規定を満たす者が、市内事業所への転勤により市外から転入することをいう。
- (4) 補助対象勤労者 次に掲げる要件を全て満たす者をいう。
  - ア 市外から遠野市へ転入し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する遠野市が備える住民基本台帳に記録されている住民（5年以上市内に居住する意思を有している者に限る。）で、就業又は配置転換した日の年齢が60歳未満の者をいう。ただし、就業の場合、令和5年4月1日以降に就業した者に限る。
  - イ 遠野市へ転入した日から起算して6カ月前から6カ月後までの間に市内事業所へ就業した者又は、配置転換した者

(5) 住宅手当 補助対象者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条の規定に基づき勤労者に対して明示した労働条件（以下「労働条件通知書」という。）に示された賃金のうち、補助対象勤労者が居住するために補助対象勤労者本人が契約した賃貸住宅家賃に対し支給する住宅手当相当額をいう。

(6) 市内事業所負担家賃 補助対象となる勤労者の居住の用に供するために、補助対象者が契約した賃貸住宅の家賃の支払いに要する額のうち、当該補助対象となる勤労者本人が負担する額を除いた額。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 補助対象勤労者に対し住宅手当を支給又は補助対象勤労者の居住に要するための賃貸住宅の借上げを契約している市内事業所

(2) 補助対象勤労者のうち、就業先の市内事業所から住宅手当の支給を受けていない者

2 次のいずれかに該当するときは、補助対象者から除く。

(1) 市税の滞納がある者

(2) 公序良俗に反する者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法第122号）に規定する規制の対象となる者。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者及びこれらのものと密接な関係を有する者。

(5) 補助金の交付決定前までに破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立をした者。

（補助対象期間）

第4条 補助金の対象とする期間は、補助対象者が市内事業所に就業又は配置転換した補助対象勤労者に対し住宅手当の支給を開始した日又は、補助対象勤労者の居住の用に供するために補助対象者が契約した賃貸住宅に補助対象勤労者が居住を開始した日から起算して3年間とする。ただし、補助対象勤労者の年齢が満60歳に達するときは、当該補助対象勤労者の年齢が満60歳に達した日の属する月までとする。

（補助対象費用等）

第5条 補助対象経費、補助金の補助率及び額は、別表第1のとおりとする。

（補助金の交付承認）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「承認申請者」という。）は、遠野市賃貸住宅手当等補助金交付承認申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる関係書類を添付し、当該補助対象勤労者が就業した日の属する年の12月末日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 市税納税状況等確認同意書（別紙①）

(2) 住民基本台帳等確認同意書（別紙②）

(3) 労働条件等を明示した雇用契約書等の写し又は就業証明書（別紙③）

- (4) 賃貸住宅契約書の写し
  - (5) 健康保険証の写し
  - (6) 承認申請者が市内事業所の場合は、次に掲げる書類
    - ア 健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
    - イ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
    - ウ 補助対象経費内訳書（ただし、補助対象勤労者が2名以上いる場合に限る。別紙④）
  - (7) その他、市長が特に必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認める場合にあつては、承認申請者は、前項に定める書類により、別に市長が定める日までに、市長に提出できるものとする。
- 3 市長は、前2項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付することが適当と認めたときにあつては遠野市賃貸住宅手当等補助金交付承認通知書（様式第2号）により、交付することができないときにあつては遠野市賃貸住宅手当等補助金交付不承認通知書（様式第3号）により、承認申請者に通知するものとする。

（補助金の交付変更承認）

第7条 承認申請者は、補助対象勤労者が市内事業所を退職したとき又は補助対象経費の内容、その他の補助対象者に変更が生じたときは、当該退職の日又は変更が生じた日から30日以内に、遠野市賃貸住宅手当等補助金交付変更承認申請書（様式第4号）に関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、その内容が適当と認めたときにあつては、遠野市賃貸住宅手当等補助金交付変更承認通知書（様式第5号）により、承認申請者に通知するものとする。

（補助金の交付承認の取消し）

第8条 市長は、第6条第3項に規定する補助金の交付承認を受けた者（前条に規定する補助金の交付変更承認を受けた者を含む。以下「承認事業者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該補助金の交付承認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたと認められるとき
- (2) 前条第1項に規定する退職又は変更が生じたにも関わらず、当該補助金の交付変更承認申請を行わないと認められるとき
- (3) 規則第4条に規定する補助金の交付申請を行わないとき
- (4) 規則第13条第1項に規定する補助金の請求を行わないとき

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付承認を取消したときは、遠野市賃貸住宅手当等補助金交付承認取消通知書（様式第6号）により、当該承認事業者に通知するものとする。

（補助金の交付申請等）

第9条 補助金の交付を受けようとする承認事業者が提出しなければならない規則で定める書類、添付書類、書類の提出期限等は、別表第2のとおりとする。

（交付の決定等）

第10条 市長は、前条の規定による交付の申請があつたときは、その内容を審査し、遠野市賃貸住宅手当等補助金交付決定（却下）通知書（様式第8号）により、補助金の交付の申請を

した者に通知する。

- 2 市長は、規則第6条第1項第1号から第3号までの規定により前項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）から補助金の変更又は中止若しくは廃止の承認の申請があったときは、その内容を審査し、遠野市賃貸住宅手当等補助金変更（中止、廃止）承認（不承認）通知書（様式第11号）により、当該補助事業者に通知する。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助事業者が規則第15条第1項に規定する事項以外に補助金の交付決定又は交付を取り消すべき事由が生じたと認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金を返還させる。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（検討）

- 2 市長は、この告示の施行後3年を経過した場合において、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

別表第1（第5条関係）

補助対象経費	補助金の補助率及び額
<p>市内事業所が補助対象勤労者に対し支給する住宅手当（ただし、当該住宅手当の支給額が補助対象勤労者が支払う家賃の額を上回る場合は、当該勤労者が支払う家賃の額とする。）</p>	<p>定額（ただし、月額18,000円を上限（1,000円未満の端数切捨て）とする。）</p>
<p>市内事業所負担家賃（ただし、賃貸借契約に伴う敷金、礼金その他の謝礼金を除く。）</p>	<p>定額（ただし、月額18,000円を上限（1,000円未満の端数切捨て）とする。）</p>
<p>就業先の市内事業所から住宅手当の支給を受けていない補助対象勤労者が居住のために支払う賃貸住宅家賃</p>	<p>定額（ただし、月額15,000円を上限に、補助対象経費の2分の1に相当する額（千円未満の端数切捨て）とする。）</p>

別表第2（第9条関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期限
規則第4条 の規定による書類	遠野市賃貸住宅手当等補助金交付申請書 1 申請者が市内事業所の場合は、次の書類 （1）住宅手当の支給額を証する書類（賃金台帳等）の写し又は市内事業所負担家賃の支払いを証する書類の写し （2）補助対象経費内訳書（ただし、補助対象勤労者が2名以上いる場合に限る。） 2 申請者が勤労者の場合は、次の書類 （1）賃貸住宅家賃の支払いを証する書類の写し （2）就業証明書（ただし、就業先の市内事業所が作成したものに限る。）	第7号	住宅手当の支給を行った日の属する年の翌年1月31日
規則第8条 第1項の規定による書類	遠野市賃貸住宅手当等補助金交付申請取下げ届出書	第8号	交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内
規則第12条 第1項の規定による書類	遠野市賃貸住宅手当等補助金変更（中止、廃止）承認申請書 1 住宅手当の支給額を証する書類（中止又は廃止の承認申請にあっては不要） 2 補助対象勤労者の退職を証する書類（変更の承認申請にあっては不要） 3 その他、市長が特に必要と認める書類	第10号	変更（中止、廃止）の理由が生じた日から30日以内
規則第13条 第1項の規定による書類	遠野市賃貸住宅手当等補助金請求書	第12号	別に定める日

遠野市長 様

(申請者) 所在地 (住所)  
 名 称  
 代表者職氏名  
 (担当者所属氏名 )  
 連絡先電話番号

遠野市賃貸住宅手当等補助金交付承認申請書

遠野市賃貸住宅手当等補助金の交付の承認を受けたいので、遠野市賃貸住宅手当等補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

補助対象勤労者	ふりがな			転入元	
	氏名			市区町村	
	住所	〒			
	生年月日	年 月 日 (申請日時点満年齢 歳)			
	転入年月日	年 月 日			
	就業先事業所	(所在地) 〒 (事業所名称)			
	就業 (配置転換) 年月日	年 月 日			
住宅手当等	入居開始年月日	年 月 日	物件名		
	契約者 (どちらかに○)	補助対象勤労者		申請者 (事業所)	
	補助対象経費 (月額を記入してください)	①家賃	円	④家賃 (事業所が賃貸住宅を契約している場合)	円
		②住宅手当	円	⑤補助対象勤労者が負担する家賃	円
③補助対象経費 (①と②のいずれか低い額)		円	⑥補助対象経費 (④-⑤)	円	

添付する関係書類 (各1部)

- 1 市税納税状況等確認同意書 (別紙①)
- 2 住民基本台帳等確認同意書 (別紙②)
- 3 労働条件等を明示した雇用契約書等の写し又は就業証明書 (別紙③)
- 4 賃貸住宅契約書の写し
- 5 健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- 6 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- 7 補助対象経費内訳書 (ただし、補助対象勤労者が2名以上いる場合に限る。別紙④)

8 その他、市長が特に必要と認める書類



遠野市長 様

(申請者)  
住 所  
氏 名  
連絡先電話番号

遠野市賃貸住宅手当等補助金交付承認申請書

遠野市賃貸住宅手当等補助金の交付の承認を受けたいので、遠野市賃貸住宅手当等補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請者	住所	〒		
	生年月日	年 月 日 ( 歳)	転入元 市区町村	
	転入年月日	年 月 日		
	就業先事業所	(所在地) 〒 (事業所名称)		
	就業 (配置転換) 年月日	年 月 日		
賃貸住宅家賃等	物件名		入居開始 年月日	年 月 日
	住宅手当 受給の有無	あり ・ なし		
	補助対象経費	家賃 円 (月額)		

添付する関係書類 (各1部)

- 1 市税納税状況等確認同意書 (別紙様式①)
- 2 住民基本台帳等確認同意書 (別紙様式②)
- 3 労働条件等を明示した雇用契約書等の写し又は就業証明書 (別紙様式③)
- 4 健康保険証の写し
- 5 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- 6 賃貸住宅契約書の写し
- 7 その他、市長が必要と認める書類

(別紙①)

年 月 日

遠野市長 様

(申請者) 所在地  
名 称  
代表者職氏名

市税納税状況等確認同意書

遠野市賃貸住宅手当等補助金の交付の承認及び申請に係る審査のため、市税の納税等に関する情報を確認されることについて同意します。

(別紙②)

年 月 日

(勤労者) 住所  
氏名

住民基本台帳確認同意書

遠野市賃貸住宅手当等補助金の交付の承認及び申請に係る審査のため、住民基本台帳に関する情報を確認されることについて同意します。

また、5年以上遠野市内に居住する意思を有しています。

(別紙③)

年 月 日

遠野市長 様

(申請者を雇用する事業主)  
住所 (所在地)  
商号 (団体名・屋号)  
氏名 (代表者役職名及び氏名)

就業証明書

氏 名	
生 年 月 日	
住 所	〒 遠野市
勤務先就業場所	
勤務先の所在地	〒 遠野市
連絡先電話番号	
勤務先の業種	
就業開始年月日	年 月 日
就 業 形 態	契約期間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし <input type="checkbox"/> 期間の定めあり (自動更新 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 )
賃 金	1 基本賃金 月給 ( 円) 日給 ( 円) 時間給 ( 円) その他 ( 円) 2 諸手当 _____手当 ( 円) _____手当 ( 円) _____手当 ( 円) _____手当 ( 円)
備 考 欄	

## (別紙④)

		1	2	3
勤労者	氏名			
	生年月日			
	住所	遠野市	遠野市	遠野市
	採用年月日			
入居する民間賃貸住宅	名称			
	所在地	遠野市	遠野市	遠野市
	契約年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	契約期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
	入居開始日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	家賃(月額)	(a) 円	(a) 円	(a) 円
勤労者自己負担額(月額)		(b) 円	(b) 円	(b) 円
補助対象経費		(c) ((a)-(b)) 円	(c) ((a)-(b)) 円	(c) ((a)-(b)) 円
交付対象期間(通算36月以内)	今回申請期間	年度分 年 月から 年 月まで(d) 計 月	年度分 年 月から 年 月まで(d) 計 月	年度分 年 月から 年 月まで(d) 計 月
	過去に補助を受けた期間	年度 年 月から 年 月まで(e) 計 月	年度 年 月から 年 月まで(e) 計 月	年度 年 月から 年 月まで(e) 計 月
		年度 年 月から 年 月まで(f) 計 月	年度 年 月から 年 月まで(f) 計 月	年度 年 月から 年 月まで(f) 計 月
	通算期間	(g) ((d)+(e)+(f)) 月	(g) ((d)+(e)+(f)) 月	(g) ((d)+(e)+(f)) 月
補助金額(月額) ※上限15,000円、千円未満切捨		(h) ((c)÷2) 円	(h) ((c)/2) 円	(h) ((c)/2) 円
交付申請額		(i) ((h)×(d)) 円	(i) ((h)×(d)) 円	(i) ((h)×(d)) 円

様

遠野市長



## 遠野市賃貸住宅手当等補助金交付承認通知書

年 月 日付けで申請のあった遠野市賃貸住宅手当等補助金の交付について、遠野市賃貸住宅手当等補助金交付要綱第6条第3項の規定により、次のとおり承認します。

承認番号	
補助対象勤労者	(氏名)  (住所)  (就業先事業所)  (就業又は配置転換年月日)
住宅手当又は 賃貸住宅家賃	(住宅手当又は賃貸住宅家賃 (月額)) 円 (補助対象期間) 年 月 から 年 月 まで
補助金交付見込額	年度 円 年度 円 年度 円 年度 円 合計 円

## (注意)

- この通知書は、遠野市賃貸住宅手当等補助金の交付が承認されたことを示す書類です。
- この通知の内容に変更がある場合は、変更の理由が生じた日から30日以内に遠野市賃貸住宅手当等補助金交付変更承認申請書（様式第4号）に関係書類を添えて、申請してください。

## (補助金の交付申請手続について)

毎年1月から12月までの間に支給した住宅手当が補助金の交付対象になります。

住宅手当を支給した翌年1月末日までに、遠野市住宅手当補助金交付申請書（様式第7号）に、住宅手当を支給したことを証する書類（賃金台帳、給与支給明細書）又は、賃貸住宅家賃の支払い額を証する書類（領収書等）の写しを添えて、申請してください。

補助金の申請手続が行われなかった場合、この補助金の交付の承認が取り消しになる場合があります。

第 号  
年 月 日

様

遠野市長



遠野市賃貸住宅手当等補助金交付不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった遠野市賃貸住宅手当等補助金の交付については、下記の理由により承認できませんので通知します。

記

不承認の理由

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、遠野市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に遠野市（訴訟において市を代表する者は市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

遠野市長 様

（申請者）所在地（住所）

名 称

代表者職氏名

（担当者 所属氏名 ）

（補助事業者が勤労者のときは、氏名）

連絡先電話番号

遠野市賃貸住宅手当等補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で承認された遠野市賃貸住宅手当等補助金の交付について、  
下記のとおり変更したいので、遠野市賃貸住宅手当等補助金交付要綱第7条第1項の規定により、  
関係書類を添えて申請します。

記

1 承認番号

承認番号	
------	--

2 変更の内容

	変更前	変更後
申請者		
就業先		
住宅手当		
その他		



様

遠野市長



遠野市賃貸住宅手当等補助金交付変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった遠野市賃貸住宅手当等補助金の交付の変更について、  
遠野市賃貸住宅手当等補助金交付要綱第7条第2項の規定により、次のとおり承認します。

承認番号	
補助対象勤労者	(氏名) (住所) (住宅手当(月額))
補助対象住宅手当	(補助対象期間) 年 月 から 年 月 まで (補助月額) 円
備考	

様

遠野市長



遠野市賃貸住宅手当等補助金交付承認取消通知書

年 月 日付け 第 号で承認した遠野市賃貸住宅手当等補助金の交付については、下記の理由により取り消します。

記

1 取消しの内容

承認番号	
補助対象勤労者	
補助対象住宅手当	(補助対象期間) 年 月 から 年 月 まで (補助月額対象住宅手当の支給総額) 円

2 取消しの理由

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、遠野市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に遠野市（訴訟において市を代表する者は市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

遠野市長 様

(申請者) 所在地 (住所)  
名 称  
代表者職氏名  
(補助事業者が勤労者のときは、氏名)

遠野市賃貸住宅手当等補助金交付申請書

遠野市賃貸住宅手当等補助金の交付を受けたいので、遠野市補助金交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 承認番号

2 補助対象勤労者

氏名  
住所

3 補助金の計算

(1) 補助申請期間	年 月 から 年 月まで
(2) 住宅手当支給額 (月額)	円
(3) 補助月額 (上限18,000円)	円 (1,000円未満切り捨て)
(4) 補助金交付申請額	補助月額 円× か月＝

4 添付書類

- (1) 住宅手当の支払いを証する書類の写し (交付申請者が市内事業の場合)
- (2) 賃貸住宅家賃の支払いを証する書類の写し (交付申請者が個人の場合)
- (3) 就業証明書 (ただし、就業先の市内事業所が作成したものに限る。別紙③)

様式第8号（第9条関係、規則第8条第1項関係）

年 月 日

遠野市長 様

（届出者）所在地（住所）

名 称

代表者職氏名

（補助事業者が勤労者のときは、氏名）

遠野市賃貸住宅手当等補助金交付申請取下げ届出書

年 月 日付で申請した遠野市賃貸住宅手当等補助金の申請について、遠野市補助金交付規則第8条第1項の規定により取り下げます。

様

遠野市長



遠野市賃貸住宅手当等補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付で交付申請のあった遠野市賃貸住宅手当等補助金について、下記のとおり交付（却下）の決定をしたので、遠野市賃貸住宅手当等補助金交付要綱第10条第1項の規定により、通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金の交付条件（却下の場合は、その理由）
  - (1) 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
  - (2) 補助金の交付に係る証票、書類等は、補助金の交付を受けた翌年度から起算して5年間保存すること。

年 月 日

遠野市長 様

（補助事業者）所在地（住所）

名 称

代表者職氏名

（補助事業者が勤労者のときは、氏名）

遠野市賃貸住宅手当等補助金変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった遠野市賃貸住宅手当等補助金について、変更（中止、廃止）したいので、次のとおり変更（中止、廃止）することについて申請します。

1 変更（中止、廃止）の理由

2 変更後の補助金の額（中止又は廃止の承認申請にあっては記入不要）

(1) 変更前 金 円

(2) 変更後 金 円

3 添付書類

(1) 住宅手当の額を証する書類（中止又は廃止の承認申請にあっては不要）

(2) 補助対象勤労者の退職を証する書類（変更の承認申請にあっては不要）

(3) その他、市長が特に必要と認める書類

様

遠野市長



遠野市賃貸住宅手当等補助金変更（中止、廃止）承認（不承認）通知書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付を決定し、年 月 日で変更（中止、廃止）承認申請のあった遠野市賃貸住宅手当等補助金について、下記のとおり変更（中止、廃止）の承認をします（しません）ので、遠野市賃貸住宅手当等補助金交付要綱第11条第2項の規定により、通知します。

記

1 補助金交付決定額

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 変更前 金 | 円 |
| (2) 変更後 金 | 円 |

2 補助金の交付条件（不承認の場合は、その理由）

（教示）

- この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、遠野市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に遠野市（訴訟において市を代表する者は市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

遠野市長 様

補助事業者 所在地（住所）  
名 称  
代表者職氏名  
（補助事業者が勤労者のときは、氏名）

遠野市賃貸住宅手当等補助金請求書

遠野市補助金交付規則第13条第1項の規定により、次のとおり遠野市賃貸住宅手当等補助金の交付を請求します。

- 1 承認番号（承認の日及び文書番号）  
（ 年 月 日付け 第 号）
- 2 交付決定の日及び文書番号  
年 月 日付け 第 号
- 3 補助金交付対象となる住宅手当支給期間  
年 月分から 年 月分まで
- 4 補助金交付決定額  
金 円
- 5 補助金請求額  
金 円
- 6 振込先
  - (1) 金融機関名及び支店等名
  - (2) 預金種別
  - (3) 口座番号
  - (4) 口座名義（フリガナ）